

西目屋村総合計画

第3期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略 (案)

悠久の森 源流の里
にしめや



令和 8 年 3 月



村長あいさつ



むらづくりの指針を示す総合計画は、これまで5期にわたり、それぞれの時代背景の要請に応え、総合的かつ計画的な村政の運営を目指し策定してまいりました。

総合計画の基本的な理念にあたる基本構想については、地方自治法により村議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。平成23年の地方自治法の改正では、法的な策定義務がなくなりましたが、西目屋村総合計画条例を制定し、総合計画を明確に位置付け、基本構想の議決や策定にあたり、村民の意見を十分に反映するよう定めました。

また、令和3年には、都市部から村へ新しいひとの流れをつくり、地域の活性化を図る地方創生の施策を重点施策と位置付けた西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画と一体的に策定し、進行管理を1本化することにより、双方の取り組みを効果的・合理的に進めることとしており、『親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや』を将来像として、新たな総合計画並びに総合戦略を策定しました。

これまで本村では、時代の変化や多様化する地域課題に対応するため、総合計画並びに総合戦略に基づき、子育て支援の充実化や生活環境の改善、再生エネルギーの利活用、世界自然遺産白神山地などの地域資源の活用等、様々な施策を継続して実施してきたものの、依然として、人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化対策が喫緊の課題となっております。

今後は、この総合計画に掲げた将来像を実現するため、村民を第一に考えた政策の実施と持続可能なむらづくりを目指し、村政運営に取り組んでいく所存でございますので、村民皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆様並びに西目屋村総合計画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

西目屋村長 桑田 豊昭

村民憲章

私たちは、祖先のたゆまない努力によって築かれた西目屋村を、心から愛する村民である事を誇りとし、次の5つを村民憲章と定めます。

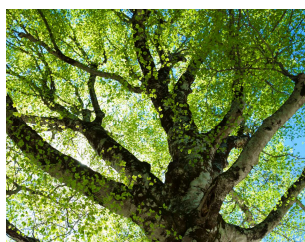
- 1、恵まれた自然を愛し、心豊かな村にしましょう。
- 1、働くことを喜びとし、活力ある村にしましょう。
- 1、教育と文化を高め、きぼうあふれる村にしましょう。
- 1、スポーツに親しみ、健康で明るい村にしましょう。
- 1、お互い助け合い、広く輪をつくり、住みよい村にしましょう。

(平成元年 5 月 15 日制定)

村の花木鳥



村の花：ヤマツツジ



村の木：ブナ



村の鳥：ハト

村章・村のロゴマーク



村章

悠久の森 源流の里
にしめや



西目屋村
NISHIMEYA VILLAGE
村のロゴマーク

西目屋村の「にし」を図案化したもので、平和のシンボルである「鳩」を意匠化し、翼は村勢の無限の飛躍発展を象徴したものです。

昭和 41 年 12 月 14 日制定

世界自然遺産白神山地とその恵みの水を蓄えた津軽ダムの湖面を表現し、山の連なりで西目屋のNとMをクロスさせることで、関わり・つながり・交流などをさらに発展させる村づくりをイメージしています。

令和 4 年 3 月制定

目次

第1編 総論	1
第1章 はじめに	1
1-1.計画策定の趣旨	1
1-2.計画の構成および期間	2
1-3.本計画に関係する計画等	3
第2章 本村の概況および課題	5
2-1.本村の概況	5
2-2.村づくりの課題	14
第2編 基本構想	15
第1章 本村の将来像	15
1-1.将来像	15
1-2.目標人口	16
第2章 施策の大綱	17
第3編 基本計画	18
第1章 未来をひらく教育・子育て日本一の村	19
1-1.子育てがしやすい村づくり	19
1-2.未来をひらく子どもたちの育成	20
1-3.楽しい学びあいの推進	21
1-4.本村らしさの継承	22
第2章 いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進	23
2-1.保健・医療体制の確保・充実	23
2-2.高齢者等への福祉の充実	24
2-3.いきがいの持てるまちづくりの推進	25
2-4.スポーツの推進	26
第3章 村内の資源を活かした産業の活性化	27
3-1.地域資源を活かした観光の推進	27
3-2.農業の振興	29
3-3.林業の振興	31
3-4.商業・経済活動の推進	32
第4章 安全・安心で持続可能な村づくりの推進	33
4-1.安心して暮らせる村づくりの推進	33
4-2.持続可能な村づくりの推進	34
4-3.安全・安心のための基盤の充実	35
4-4.移住・定住の推進	36

第4編 重点プロジェクト（第2期総合戦略）	37
第1章 子育て・教育環境の充実	38
1-1.重点プロジェクトの目標	38
1-2.重要業績評価指標	38
1-3.具体的事業	39
1-4.より良いむらづくりのためにみんなでできること	39
第2章 健康でいきがいを感じる環境づくりの推進	40
2-1.重点プロジェクトの目標	40
2-2.重要業績評価指標	40
2-3.具体的事業	41
2-4.より良いむらづくりのためにみんなでできること	41
第3章 村内の資源を磨き上げる産業振興の推進	42
3-1.重点プロジェクトの目標	42
3-2.重要業績評価指標	42
3-3.具体的事業	43
3-4.より良いむらづくりのためにみんなでできること	43
第4章 時代に対応した持続可能な村づくりの推進	44
4-1.重点プロジェクトの目標	44
4-2.重要業績評価指標	44
4-3.具体的事業	45
4-4.より良いむらづくりのためにみんなでできること	45
資料編	46
西目屋村総合計画条例	46
西目屋村総合計画審議会委員	49
策定の経過	50

第 1 編 総論

第 1 章 はじめに

1-1. 計画策定の趣旨

西目屋村（以下、「本村」という。）では、平成 23（2011）年度に本村が目指すべき将来像やその実現に向けた政策を展開していくための指針等を示した『西目屋村新総合計画』、その後、平成 27（2015）年度には人口減少対策等による地方創生のための施策を示した『第 1 期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略』をそれぞれ策定し、住みよい村づくりと人口減少対策等に取り組んできました。

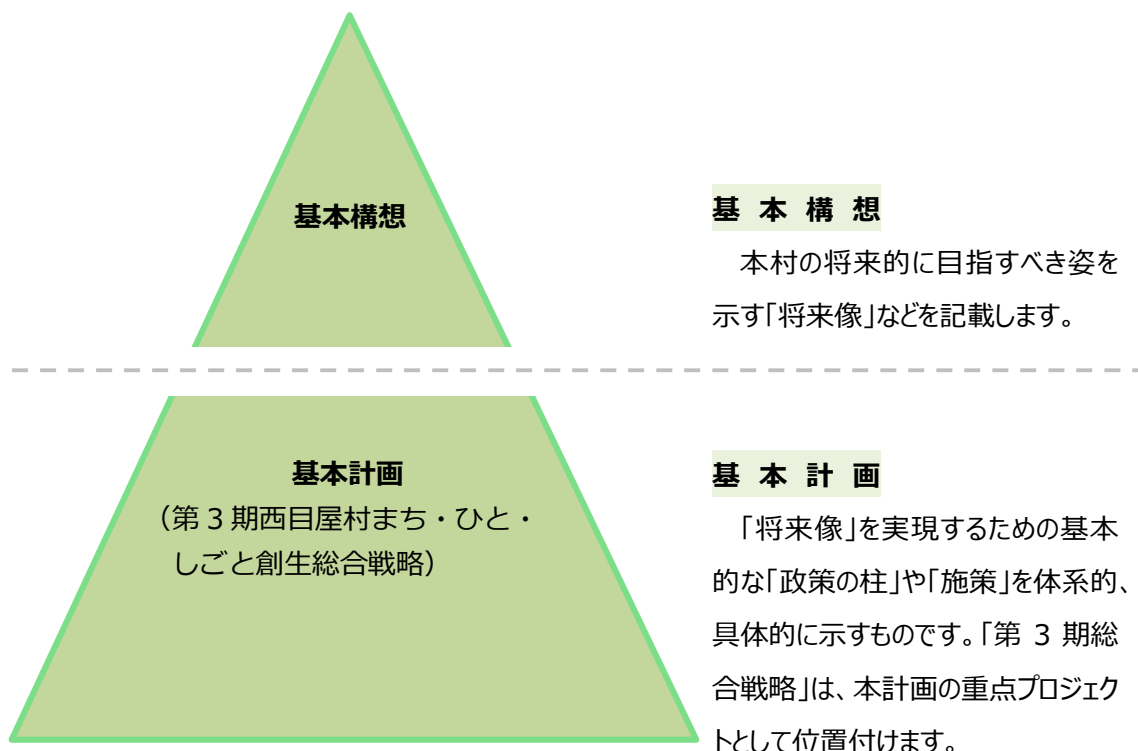
令和 3 年度には、計画期間が満了となる『西目屋村新総合計画』と『第 1 期総合戦略』を、より良いまちづくりや地方創生を進める上で方向性を同じくするものであるため、『第 2 期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を『西目屋村総合計画』と統合して策定し、進行管理を 1 本化することで、双方の取り組みを効果的・合理的に進めているところです。

この間、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や、従来の想定以上の豪雨により頻発する自然災害などの本村を取り巻く環境も変化しています。本村では、そのような状況に対応し、人口減少対策等による地方創生を実現するため『西目屋村総合計画（第 3 期西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略）』を定めます。

1-2. 計画の構成および期間

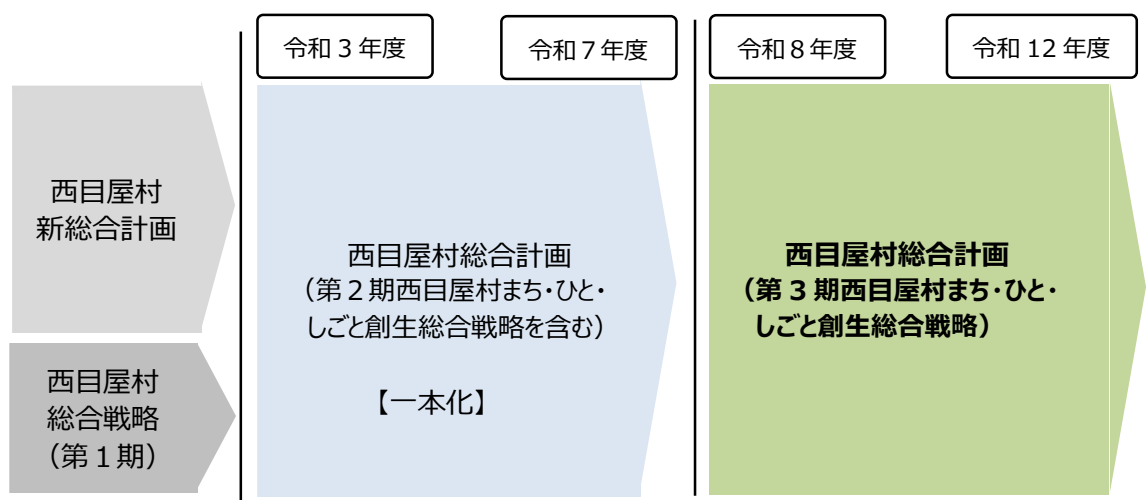
(1) 計画の構成

本計画は「基本構想」、「基本計画」で構成します。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



1-3. 本計画に関係する計画等

(1) 地方創生 2.0 基本構想

国は、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生が開始されてからの 10 年間の成果と反省を踏まえ、今後 10 年間を見据えた『地方創生 2.0 基本構想』を令和 7（2025）年に策定しました。「強い」経済、「豊かな」生活環境、「新しい日本・楽しい日本」地方・日本の実現に向けて取り組むため、政策の 5 本柱を定め、地方創生の施策を推進することとしています。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 政策の柱 1 | 日本中いかなる場所も若者や女性が安心して暮らせる地域とする |
| 政策の柱 2 | 地域のポテンシャルを最大限に活かし、付加価値を生み出す |
| 政策の柱 3 | 地方への新たな人の流れをつくる |
| 政策の柱 4 | デジタル技術を活用し、誰もが豊かに暮らせる社会をつくる |
| 政策の柱 5 | 県域や市町村域を超えて広域的に連携し、施策を展開する |

出典：地方創生 2.0 基本構想 令和 7 年度

(2) あおもり創生総合戦略

青森県は、国が令和 4（2022）年 12 月に策定した『デジタル田園都市国家構想総合戦略』の内容も踏まえ、『あおもり創生総合戦略』を策定しました。デジタルの力を活用しながら、人口減少対策の取組を一層強化し、県民とともに挑戦していくため、3 つの政策分野を定め、地方創生の施策を推進することとしています。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 政策分野 1 | 所得向上と経済成長につながる魅力ある多様なしごとづくり |
| 政策分野 2 | こどもの健やかな成長、県民一人ひとりの健康づくり |
| 政策分野 3 | 持続可能な地域づくり |

出典：あおもり創生総合戦略 令和 7 年度（2025 年 3 月改訂版） 青森県

(3) SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals の略) で、令和 12 (2030) 年までの長期的な開発指針である『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』における「持続可能な開発目標」のことです。SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すための、国際的な目標として設定されています。



出典：国際連合広報センター

第2章 本村の概況および課題

2-1. 本村の概況

(1) 自然特性

①自然・地形

本村は、東経 140 度 17 分、北緯 40 度 34 分（役場位置）で、津軽地域の西部（青森県中津軽郡）にあり、地域の中心都市である弘前市から直線距離で西南西およそ 14.5km の距離に位置しています。西は鰯ヶ沢町に、南は北部出羽丘陵を経て秋田県大館市と藤里町に接し、北東は弘前市と境を接しています。平成 11（1999）年から進められた平成の大合併により、これまで接していた相馬村と岩木町が弘前市と合併し、秋田県田代町と大館市が合併したため、隣接市町村の数が減少しました。

総面積は 246.02km² であり、三方を山に囲まれ、総面積の 9 割以上が林野によって占められており、国有林が 9 割以上となっています。山間のため傾斜地が多く、耕作に適した平地が少ないため、農地は 3.48 km²（田 1.82 km²、畑 1.66km²）※と、耕地面積は少なくなっています。

村のほぼ中央を、県道（主要地方道）岩崎西目屋弘前線が通り、また 1 級河川の岩木川が流れ、穀倉地帯である津軽平野の主要な水源となっています。

南西部には、世界的に貴重なブナ林が広がる白神山地を有し、平成 5（1993）年に鹿児島県屋久島とともに日本初の世界自然遺産に登録されました。

※出典：令和 2 年農林業センサス、令和 6 年面積調査

②気候

平野部とちがい標高 1,000m にいたる山々に囲まれている村であるため、気温が低く、日照時間が短いです。夏は雨が多く、冬は豪雪という日本海側気候となっています。

(2) 歴史特性

本村は、一般に目屋（メヤ）と呼ばれていますが、目屋は昔「目谷」といわれ、尾太（オツプ）、長面（ナガオモテ）などアイヌ語が起源といわれる地名があります。

平成 15（2003）年に開始された津軽ダム埋蔵文化財調査による遺物の出土状況からは、縄文時代草創期ごろからの定住がうかがわれます。また、村市地区の鹿島神社は大同 2（807）年の建立と伝えられ、歴史の古さを物語っています。

慶長 2（1597）年に尾太鉦山が津軽為信公により発掘されてから居森平地区を中心に活気づき、最盛期には千人を超すカネ掘りが従事して繁栄を極めたと伝えられます。しかし、明治に入り尾太鉦山が一時中止となり、次第に廃れていきました。

藩政時代は、田代村・杉ヶ沢村・白沢村・大秋村・村市村・藤川村・居森平村・砂子瀬村・川原平村と称され、それぞれに庄屋ができ鼻和庄駒越組（はなわのしょうこまごしぐみ）に属しました。

明治 4（1871）年の廃藩置県以後は村用係が置かれ、次いで大区、小区制のもとに第三大区四小区津軽郡田代村となり、村の運営が行われました。明治 16（1883）年から田代村ほか 8 カ村に戸長を置き、村を統括するとともに、戸長役場を田代村に建設し、明治 22（1889）年町村制の施行によって各村は大字に改められ中津軽郡西目屋村となりました。

戦後、昭和 27（1952）年に尾太鉦山の再開により一時的に活況を呈しました。昭和 35（1960）年には目屋ダムが完成しますが、産業構造の変化から過疎化が始まり、昭和 46（1971）年に過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、昭和 53（1978）年には尾太鉦山が閉山し過疎化がさらに進行しました。

観光面では昭和 56（1981）年に暗門の滝が、赤石溪流暗門の滝県立自然公園の指定を受け、さらに、平成 5（1993）年に白神山地が世界自然遺産に登録され、観光産業の振興・整備が進められてきました。

平成 5（1993）年 11 月に建設が公示された津軽ダムは、平成 12（2000）年 8 月に一般補償に関する協定締結を受けて砂子瀬・川原平の水没対象区域の住民移転がほぼ完了し、平成 20（2008）年 11 月に津軽ダム本体工事が着手され、平成 28（2016）年度に完成しました。新たに誕生した環境を観光資源としたダムツーリズムの取り組みを進め「世界遺産と水源の里」として共存する姿を全国に発信しています。

(3) 人口の推移および推計

国勢調査によると、本村の人口は令和 2（2020）年時点で 1,265 人となっています。平成 2（1990）年以降減少傾向が続いており、約 30 年間で 960 人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和 7（2025）年以降も減少傾向は続く見込みで、令和 17（2035）年には 1,000 人を下回り、令和 27（2045）年には令和 2（2020）年時点から半減するものと推計されています。

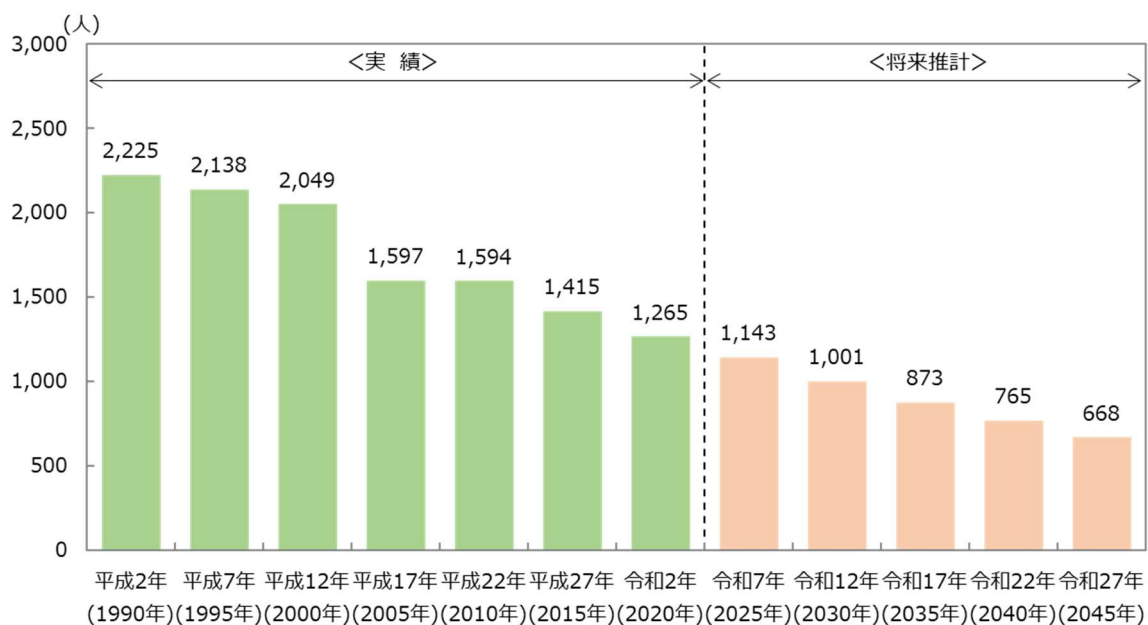


図 1. 人口の推移と将来人口

資料：国勢調査（令和 2 年以前）、
国立社会保障・人口問題研究所推計（令和 7 年以降）

(4) 就業者・従業者人口

①就業者人口

15歳以上の就業者は、令和2(2020)年で684人となっています。平成22(2010)年は31人増加しましたが、それ以降は減少傾向に転じています。

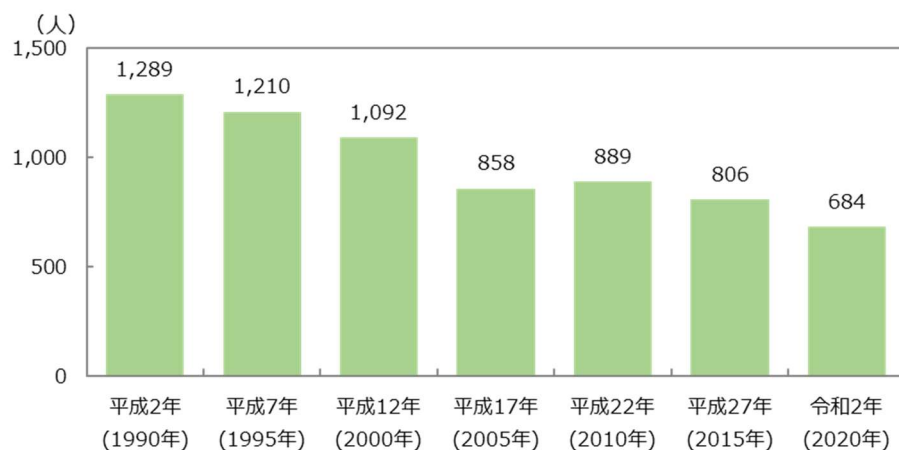


図 2. 就業者数の推移

資料：国勢調査 平成2年～令和2年

②従業者人口

民営事業所の従業者は、令和3(2021)年で389人となっています。平成24(2012)年から減少傾向でしたが、令和3(2021)年は39人増加に転じています。

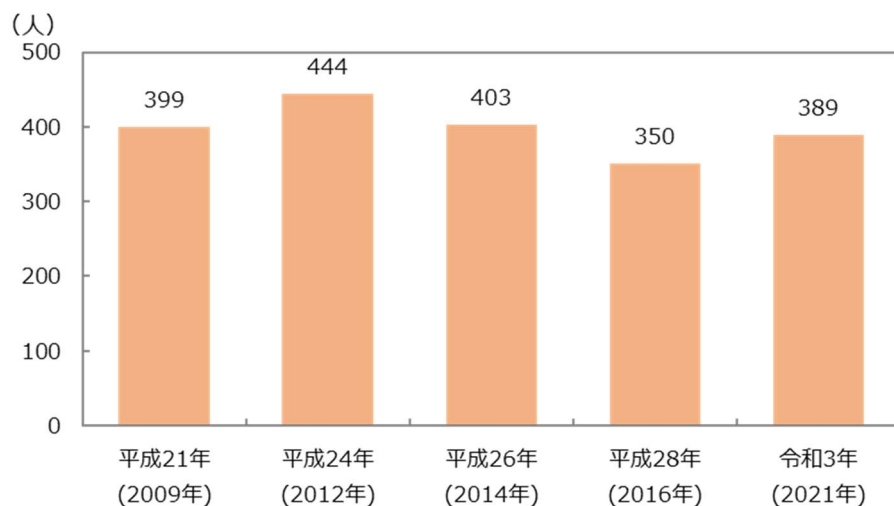


図 3. 従業者数の推移

資料：経済センサス-基礎調査(平成21年、平成26年)

経済センサス-活動調査(平成24年、平成28年、令和3年)

注) 民営事業所のみの値です。

(5) 産業別人口の推移

産業別に就業者の割合をみると、令和 2（2020）年は第 1 次産業が 25.0%、第 2 次産業が 23.3%、第 3 次産業が 51.7%と、第 3 次産業の割合が最も大きくなっています。

平成 2（1990）年は第 1 次産業が 45.1%、第 2 次産業が 29.9%、第 3 次産業が 25.0%であったことから、30 年間で第 1 次産業と第 3 次産業の占める割合が逆転しています。

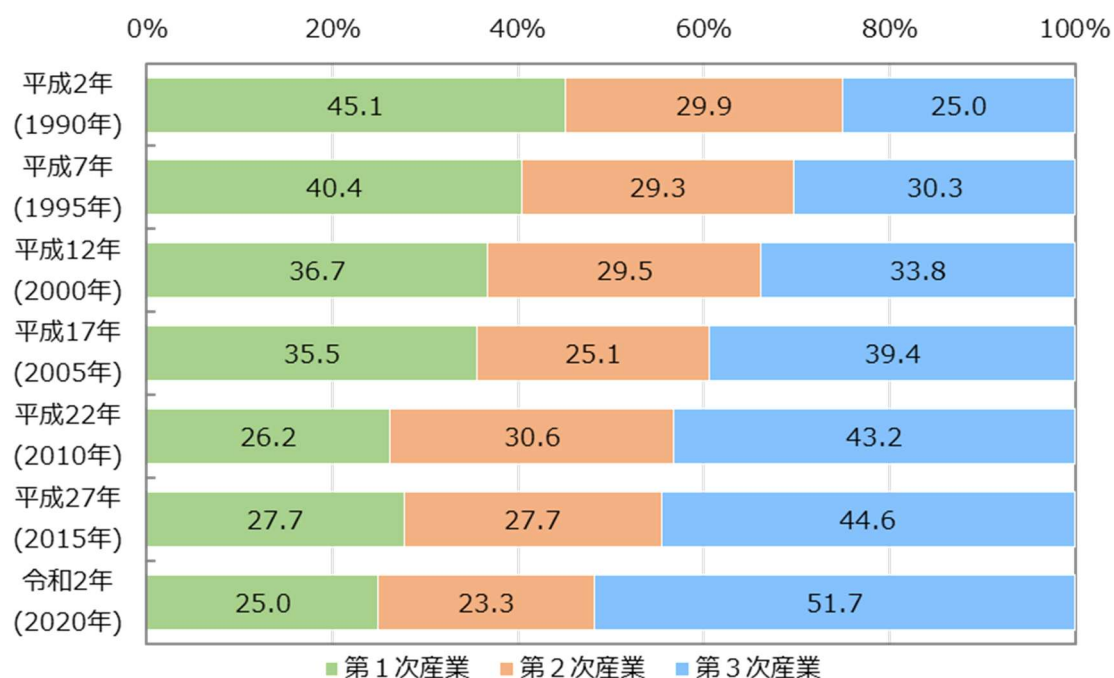


図 4. 産業別就業者構成比の推移

資料：国勢調査 平成 2 年～令和 2 年

注) 分母には産業分類不詳を含んでおりません。

(6) 村づくりの取組み状況

①西目屋村新総合計画

策定年月		平成 23 (2011) 年 3 月
計画期間		平成 23 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年度
基本構想	将来像	キャッチフレーズ:「世界遺産と水源の里」
	基本理念	基本理念① 子どもとお年寄りにやさしいむらづくり 基本理念② 自然との調和と村民が融和したむらづくり 基本理念③ 暮らしの安定とにぎわいを創造するむらづくり
基本計画		<u>子どもとお年寄りにやさしいむらづくり</u> ・医療: 予防医療、健康不安除去の推進 ・福祉: 各種介護サービスの強化、支え合いの体制構築、高齢者の見守りサービスの実施を目指す ・子育て支援 <u>自然との調和と村民が融和したむらづくり</u> ・白神などの資源の活用 ・水辺の整備 ・温泉や公民館など施設の活用 ・村のスポーツ振興やイベントなどで村民の一体感向上 ・除雪 ・文化・伝統の継承 ・生涯学習の推進 ・村民参加によるむらづくりの推進 <u>暮らしの安定とにぎわいを創造するむらづくり</u> ・産業振興、後継者対策、雇用促進 ・津軽ダム観光・教育資源化 ・西目屋ブランドの創造 ・情報発信の促進 ・集落の生活環境の整備 ・交通の確保 ・上下水道の整備 ・『光の道』整備 ・行財政の効率化 ・広域連携の強化

②西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	平成 27（2015）年 10 月
計画期間	平成 27（2015）年度～令和 2（2020）年度
将来像	世界遺産白神山地の豊かな自然と共生するエコタウン
むらづくり の理念	（１）子どもとお年寄りにやさしいむらづくり 少子化対策と高齢化対策を通じて、小さな村であることを利点とし、政策の選択と集中に努力しながら村民の暮らしに安心と活力を与える村づくりを進めます。 （２）自然との調和と村民が融和したむらづくり 世界に誇るべき財産である“白神山地”を有する村として、これまでの歴史の中で豊かな自然の中で生きる村民の知恵を尊重し、自然と調和のとれた持続可能な村づくりを目指します。 （３）暮らしの安定とにぎわいを創造するむらづくり 昨今の経済動向の変動や少子高齢化・過疎化の進展においても、村民生活の安定とにぎわいを持続し、豊かな自然資源を活用した村づくりを進めます。
重点 プロジェ クト	○資源を活かした魅力あるむらづくりプロジェクト 基本目標：観光資源や産業資源を活かし、西目屋村への新しいひとの流れを作り、地域間連携の強化を図る ＜具体的な施策＞ ・観光・産業力強化事業 ・おもてなし育成事業 ・地域おこし協力隊事業 ○安定雇用創出プロジェクト 基本目標：遊休資産を活用し、企業誘致と安定した雇用をつくり、基幹産業である農業の担い手の育成確保を図る ＜具体的な施策＞ ・人材育成・雇用創出事業 ・新規就農支援事業 ・集落営農組織強化事業 ○子育てニーズ対応プロジェクト 基本目標：多様な子育て支援ニーズに対応し、安心して子どもを産み育てやすいむらをつくる ＜具体的な施策＞ ・医療費助成事業 ・予防接種助成事業

	・ 保育料の無料化事業 ○エコタウンプロジェクト 基本目標：時代にあったむらづくり、環境にやさしく災害に強いむらをつくる ＜具体的な施策＞ ・ エコタウン事業 ・ ICT 普及事業 ・ 空き家整備事業 ・ 多目的コミュニティ施設整備事業
--	--

③西目屋村総合計画（第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略）

策定年月	令和４（２０２２）年３月
計画期間	令和３（２０２１）年度～令和７（２０２５）年度
将来像	親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや
施策の大綱	（１）未来をひらく教育・子育て日本一の村 村の未来を担うひとをつくることを目指し、きめ細やかな施策の推進により、教育・子育て日本一の村づくりを進めます。 （２）いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進 歳をとってもいきがいを持って健康に生活できるよう、医療・福祉の体制づくりと健康づくりを推進します。 （３）村内の資源を活かした産業の活性化 村の強みである自然資源を活かし産業を活性化させることにより、村内のしごとと環境の改善を推進します。 （４）安全・安心で持続可能な村づくりの推進 村民が安心・安全を感じることができるよう、基盤整備や体制づくりにより持続可能な村づくりを推進します。
施策	（１）未来をひらく教育・子育て日本一の村 １．子育てがしやすい村づくり ２．未来をひらく子どもたちの育成 ３．楽しい学びあいの推進 ４．本村らしさの継承 （２）いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進 １．保健・医療体制の充実 ２．高齢者等への福祉の充実 ３．いきがいの持てるまちづくりの推進 ４．スポーツの推進 （３）村内の資源を活かした産業の活性化 １．地域資源を活かした観光の推進 ２．農業の振興 ３．林業の振興 ４．商業・経済活動の推進 （４）安全・安心で持続可能な村づくりの推進 １．安心して暮らせる村づくりの推進 ２．持続可能な村づくりの推進 ３．安全・安心のための基盤の充実 ４．移住・定住の推進

2-2. 村づくりの課題

(1) 子育て支援・教育分野

- ・本村の人口は、『第2期総合戦略』の施策により社会増となった年もみられましたが、村全体としては高齢化により、人口減少が進行すると推測されます。今後も子育て支援など人口減少を抑制する対策の継続実施が必要です。
- ・『第2期総合戦略』において、医療費助成事業は、重要業績評価指標となる KPI を達成し、予防接種助成事業、保育料無料事業も概ね KPI を達成するなど施策成果がみられました。今後もこれらの事業を継続し、さらに発展させる必要があります。

(2) 福祉・健康づくり分野

- ・『第2期総合戦略』の施策により、高齢化率が40%の横ばいで推移するなど、若い世代の移住・定住を促し、多世代が暮らせる村づくりを行ってきました。今後もこれらの取組みを継続的に発展させ、これからの生活にいきがいを持てるようにすることが必要です。
- ・コミュニティバスを利用した温泉施設や道の駅等への外出など多世代がいきがいを感しながら健康に生活でき、ストレスなく移動することのできる福祉・公共交通等の施策を引き続き実施することが必要です。

(3) 産業振興分野

- ・世界自然遺産である白神山地、津軽白神湖（津軽ダム）、道の駅津軽白神などの資源を活用した村づくりを『第2期総合戦略』により取り組んできました。これらの取組みにより、観光入込客数はコロナ前の水準まで回復しています。今後も村の魅力を発信するため、村内の資源を磨き上げる産業振興施策の継続が必要です。
- ・村内の産業別人口を見ると約30年前には全体の約5割を占めていた第1次産業が約3割となり、担い手が減少しています。新規就農者の支援や担い手への農地集積化の取組みが今後も必要です。

(4) 建設、防災、行財政、協働分野

- ・村内は約9割が林野であり、残りの1割の平地に住居や公共施設が集中して立地しています。本村には、平成28（2016）年度に完成した津軽ダムがあり、本村や下流域も含め農業・防災上の重要な役割を果たしています。
- ・近年は全国的に大規模な災害が発生していることから、今後はハード・ソフトが一体となった防災対策・体制づくりの強化等により、環境の変化に対応した安心・安全で持続可能な村づくりを進めることが必要です。
- ・村民が参加する交通安全運動などにより、安全な環境がつくられており、今後も継続して安全な村づくりを推進していくことが必要です。

第2編 基本構想

第1章 本村の将来像

1-1. 将来像

急峻な地形で都市からも距離があることが幸いし、ほとんど手つかずのまま残る原生的なブナ林。そこに多種多様な動植物が暮らす悠久の森 世界自然遺産白神山地に抱かれる村、にしめや。

白神山地を源流とし、津軽地方を南北に流れる岩木川の上流部にあたる目屋溪谷や暗門の滝。そして、津軽地方の人々の生活や産業を支える津軽ダムが位置する源流の里、にしめや。

本村では、悠久の森 源流の里を大切に守り、時代に応じて磨き上げ、先代から脈々と受け継いできました。

これからも、親から子へ世代を超えて、この美しい自然とともに、にしめやのあたり前の豊かさをつないでいく村づくりを目指し、将来像を次の通り設定します。

将来像

親から子へつなぐ
悠久の森 源流の里 にしめや

1-2. 目標人口

本村の人口は、将来推計によると、令和 52（2070）年に 353 人となることが想定されており、人口減少を抑制する対策が必要です。

このため、『第 2 期総合戦略』に続き、人口減少対策を実施することにより、本計画の目標年次である令和 12（2030）年は 1,082 人、令和 52（2070）年の目標人口を 749 人とします。

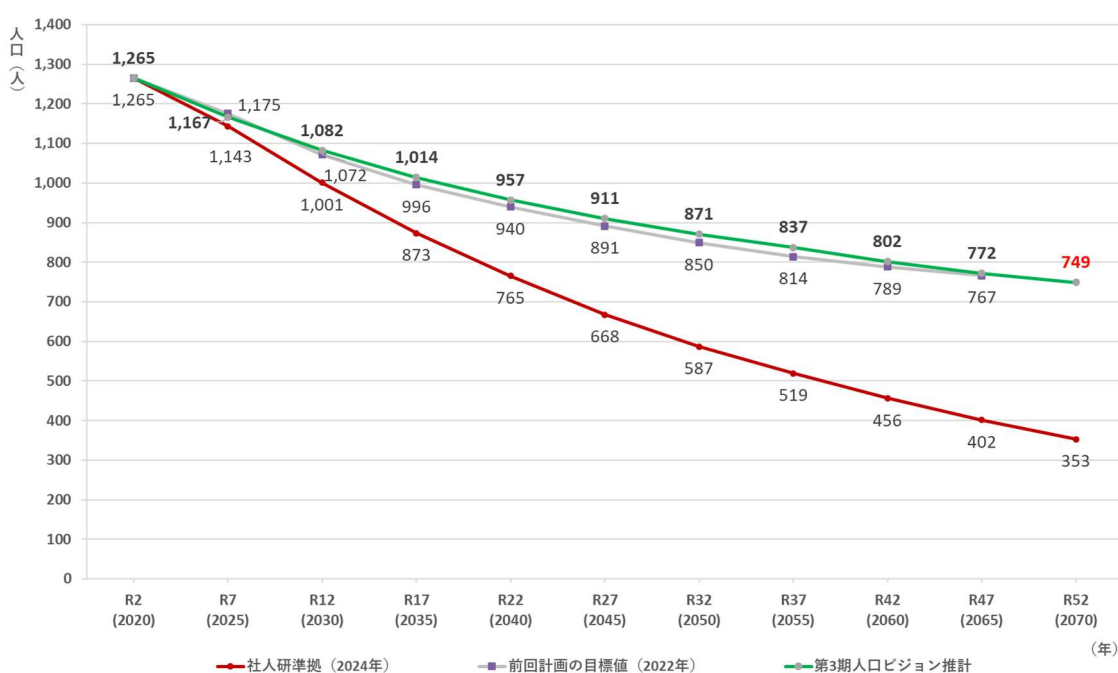


図 5. 人口の推移と将来人口

<将来人口推計のための仮定条件>

1. 合計特殊出生率は、令和 17（2035）年に 1.9、令和 27（2045）年に人口置換水準である 2.07 まで上昇させることを目指します。
2. 社会増減は、転出者数を抑制することにより令和 17（2035）年以降に社会減を縮小させ、令和 27（2045）年に均衡させることを目指します。

注）人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

第2章 施策の大綱

将来像を達成するため、方向性を示す施策の大綱を設定します。

施策の大綱 1 未来をひらく教育・子育て日本一の村

村の未来を担うひとをつくることを目指し、きめ細やかな施策の推進により、教育・子育て日本一の村づくりを進めます。

主な分野

子育て支援、学校教育、生涯学習、伝統・文化

ひと



施策の大綱 2 いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進

歳をとってもいきがいを持って健康に生活できるよう、医療・福祉の体制づくりと健康づくりを推進します。

主な分野

医療、福祉、健康づくり、スポーツ

せいかつ



施策の大綱 3 村内の資源を活かした産業の活性化

村の強みである自然資源を活かし産業を活性化させることにより、村内のしごとと環境の改善を推進します。

主な分野

農業、林業、観光、商業、企業誘致

しごと



施策の大綱 4 安全・安心で持続可能な村づくりの推進

村民が安心・安全を感じることができるよう、基盤整備や体制づくりにより持続可能な村づくりを推進します。

主な分野

建設、防災、除雪、交通、行財政効率化、広域連携、移住・定住

むら



第3編 基本計画

将来像	施策の大綱	施策
親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや	1 未来をひらく教育・子育て 日本一の村	1. 子育てがしやすい村づくり (子育て支援) 2. 未来をひらく子どもたちの育成 (教育) 3. 楽しい学びあいの推進 (生涯学習) 4. 本村らしさの継承 (伝統・文化)
	2 いきがいの持てる 福祉と健康づくりの推進	1. 保健・医療体制の充実 (医療) 2. 高齢者等への福祉の充実 (福祉) 3. いきがいの持てるまちづくりの推進 (健康づくり) 4. スポーツの推進 (スポーツ)
	3 村内の資源を活かした 産業の活性化	1. 地域資源を活かした観光の推進 (観光) 2. 農業の振興 (農業) 3. 林業の振興 (林業) 4. 商業・経済活動の推進 (商業、企業誘致)
	4 安全・安心で持続可能な 村づくりの推進	1. 安心して暮らせる村づくりの推進 (防災、除雪、交通) 2. 持続可能な村づくりの推進 (行財政効率化、広域連携) 3. 安全・安心のための基盤の充実 (建設) 4. 移住・定住の推進 (移住・定住)

第1章 未来をひらく教育・子育て日本一の村

従来から行ってきた子育てしやすい環境づくりを引き続き充実させ、学校教育や生涯学習といった教育環境の充実を図ることにより、「未来をひらく教育・子育て日本一の村」を目指します。

1-1. 子育てがしやすい村づくり



(1) 基本方針

きめ細やかな子育て支援や食育などの推進により、子育てがしやすい村づくりを進めます。

(2) 主な施策

① 子育て支援の推進

- 一人ひとりの個性を大切にし、子どもの人間性や能力を開花させ、心身共に健やかで明るくたくましく生きる力を育む保育の充実を図ります。
- 子どもの医療費や予防接種の助成等を行います。
- 保育料無料化や子宝育成奨励金等の支給を行います。

② 食育の推進

- 乳幼児健診時における栄養指導の充実など望ましい食習慣の定着に向けた普及啓発の活動等を行います。
- 歯科衛生士によるブラッシング指導の強化など歯や口の健康の大切さの普及啓発活動を行います。
- 給食時の食事マナーや食べ残しの指導、生産者との交流といった食育体験等を行います。
- 小学校等での歯磨き指導の充実などを図ります。
- 子どもの食生活の実態を把握し、保健行政、家庭と連携した食育を推進します。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第4次西目屋村食育推進計画』

1-2. 未来をひらく子どもたちの育成



(1) 基本方針

子どもたちへの教育内容や環境を充実させることにより、未来をひらく子どもたちの育成を推進します。

(2) 主な施策

①教育内容の充実

- 小学校学習指導要領の趣旨に基づき、本村の未来を担う児童の思考力・判断力・表現力、プログラミング的思考などを養う教育を推進します。
- 授業内でタブレット端末等の ICT を活用するなど、教材器具等の充実を図ります。
- 教員が授業で ICT を積極的に活用できるよう、ICT 活用のための研修等を行います。
- 児童が読書によって学びを深めることを積極的に推進します。

②教育環境の充実

- 制度の対象となる学生に対し、給付型奨学金を支給します。
- 大学進学を見据えた学習基盤の構築を推進します。
- 本村の児童が安全で快適な学校生活を過ごすため、西目屋小学校の校舎や体育館など学校施設の計画的な点検・改修などを進めます。
- 西目屋小学校で ICT が使いやすい通信環境の整備等を進めます。
- 中学校教育事務委託を行っている弘前市との連携により、中学校教育事務を円滑に実施します。
- 村内の生徒が東目屋中学校（弘前市）※へ通学するため、スクールバスを運行します。

※中学校教育事務委託の協定を弘前市と平成 26（2014）年から結んでおり、平成 27（2015）年から本村の中学生は東目屋中学校へ通学しています。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

1-3. 楽しい学びあいの推進



(1) 基本方針

本村の豊かな環境を題材とした体験型学習や、全ての世代が学ぶことのできる生涯学習により、互いに教え合い村民同士の交流の機会となる楽しい学びあいを推進します。

(2) 主な施策

①生涯学習の推進

- 安全な生涯学習環境を確保するため、中央公民館と大白公民館の計画的な点検・改修を行います。
- 中央公民館に自学自習スペースを設けるなど生涯学習がしやすい環境づくりを進めます。
- 公民館で全世代が学ぶことのできる多様な各種講座を開催します。
- 生涯学習に取り組んでいる老人クラブへの支援など、高齢になっても学び続けることのできる環境づくりを推進します。

②環境学習の推進

- 自然環境を学ぶレッツ白神探検隊などを行います。
- 多様な世代が豊かな自然環境を体験できる白神山地や地域資源の活用を推進します。
- 環境学習の実施にあたり、関係する民間団体や関係機関等との連携を図ります。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『津軽ダム水源地域ビジョン』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

1-4. 本村らしさの継承



(1) 基本方針

世界自然遺産白神山地など、自然と調和した山村として古くから営んできた伝統的生活・文化や地元産品等を、親世代から子どもたちの世代へ受け渡すことにより、本村らしさの継承を推進します。

(2) 主な施策

①伝統的生活・文化の継承

- 伝統文化の保存・継承活動を行う商工会との連携を進めます。
- マタギ文化の伝承などを行う地元団体との連携を進めます。
- 村民や関係団体との連携を図り、伝統的な生活を観光資源として積極的に活用します。
- 村指定有形文化財である「広泰寺および不識塔」の保存や維持管理を行います。

②伝統的地元産品等の継承

- 家庭で作られていた「目屋豆腐」の伝承や豆腐作り体験を進めます。
- 本村の伝統的産業である林業の振興のため、「目屋炭」の伝承や炭焼小屋を使った炭焼体験事業などを行います。
- 「目屋人形」の伝承を行う商工会との連携を進めます。
- 地元産品の継承にあたり、伝統の継承のみならず、村民と協働し、地域振興や観光振興との連携と活用を図ります。

(3) 関連する計画

- 『津軽ダム水源地域ビジョン』

第2章 いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進

村内の老若男女が、イキイキとして暮らす様（さま）が見え、それぞれの人生を楽しむことができるよう、「いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進」を目指します。

2-1. 保健・医療体制の確保・充実



（１）基本方針

村民が安全で健康的な生活を送れるよう、感染症や疾病への対策を進めるとともに、保健・医療体制の確保・充実を図ります。

（２）主な施策

①保健・医療体制の確保・充実

- 弘前市を中心とした広域医療体制の充実を図り、夜間休日の救急医療体制を確保します。
- 高齢者の重複受診などを防ぐため、健康相談などを通じた適正な受診の働きかけを行います。
- 生活習慣病への対策を進めます。
- 疾病の予防と早期発見のため、各種健（検）診を積極的に行い、健康健（検）診に対する助成措置を講じます。
- 特定健康診査の結果から、専門スタッフが生活習慣を見直すためのサポートを行う特定保健指導事業などを進めます。
- 各がん検診の初回精密検査の費用に対して助成措置を講じます。
- 予防接種事業などの各種疾病への対策を進めます。
- 歯や口の健康の大切さの普及啓発を行います。
- 保健師・管理栄養士を配置し、保健指導と栄養指導、予防医療を強化します。

（３）関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第4次西目屋村食育推進計画』
- 『西目屋村国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）』

2-2. 高齢者等への福祉の充実



(1) 基本方針

高齢者や要配慮者などの社会的支援が必要となる人々への福祉の拡充により、高齢者等への福祉の充実を図ります。

(2) 主な施策

① 高齢者への福祉の充実

- 生きがい活動支援通所事業およびねたきり高齢者等介護者援助事業など行います。
- 長寿祝金支給事業などを行います。
- 介護予防が求められる高齢者を把握し、介護予防の必要性を啓発するなどにより、介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括支援センターとの連携強化により、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の充実を図ります。
- 各種相談や食育などの健康増進、レクリエーション等に利用できる施設の有効活用など高齢者福祉サービスの充実を進めます。

② 要配慮者への福祉の充実

- 社会福祉活動の中核となる社会福祉協議会の育成強化を図ります。
- 要配慮者に対する理解を深め、地域ぐるみの支援・支え合いのある体制づくりを進めます。
- 福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実など福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めます。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第4次西目屋村食育推進計画』

2-3. いきがいの持てるまちづくりの推進



(1) 基本方針

村民の一人ひとりがそれぞれ楽しみを持ちながら日常生活を過ごすことができる環境づくりを進め、いきがいの持てるまちづくりを推進します。

(2) 主な施策

①いきがいのもてる環境の充実

- 心身ともにリフレッシュすることができる温泉施設の適正な維持管理を行います。
- 誰でも集える居場所づくりであるサロン事業などを開催します。
- 老人クラブの育成支援やボランティア活動を進めます。また、他の活動と連携を図りながら、創作活動や伝統文化の継承などを推進します。
- 地域住民など様々なひとが集うことができ、家族や当事者がいきいきとした時間を過ごせる認知症カフェ事業を社会福祉協議会が行うみんなの食堂と併催します。

②いきがいを感ずることのできる情報媒体の充実

- 村が運営するケーブルテレビ「西目屋テレビ」により、村民へ村政情報を含め、楽しくいきがいの持てるコンテンツを発信します。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第3次西目屋村地域福祉計画 第4次西目屋村地域福祉活動計画』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

2-4. スポーツの推進



(1) 基本方針

村民の運動機会の提供や地域活性化などにつながる村民・競技スポーツに取り組
み、スポーツの推進を図ります。

(2) 主な施策

①スポーツの推進

- 村民へスポーツ活動の参加を促すなど、運動機会の提供を進めます。
- 学校での体育の充実や児童・生徒へのスポーツ参加機会の提供、指導者の確保・養成などスポーツを盛り上げるための取組みを推進します。
- 村内で活動する地域スポーツクラブを支援します。
- 児童・生徒等とトップアスリートとの交流を行います。
- 村内スポーツ施設の計画的整備・充実、活用を進めます。
- 公共施設の有効活用のため、学校開放による屋内体育施設の利活用を推進します。

②競技スポーツの振興と地域の活性化

- 競技者・育成者や社会体育団体等への支援・育成などを推進します。
- スポーツ参画人口を増やすことにつながるスポーツイベントの開催を進めます。
- ジャパンカップ、白神カップなどのカヌー大会の開催や他地域との交流などを通じ、カヌー競技の拠点化を推進します。
- 本村で行われる第 80 回国民スポーツ大会カヌー競技の令和 8（2026）年の開催を通して、本村の自然豊かな魅力を全国に発信し、健康で活力に満ちた地域づくりに取り組みます。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村スポーツ推進計画』

第3章 村内の資源を活かした産業の活性化

豊かな自然資源に恵まれた本村の強みを最大限に磨き上げ、「村内の資源を活かした産業の活性化」を目指します。

3-1. 地域資源を活かした観光の推進



(1) 基本方針

世界自然遺産白神山地をはじめとする本村の豊かな自然や観光拠点を磨き、これらの魅力を観光客に伝える観光ツアーやイベントの開催、観光のための基盤を強化するなど、地域資源を活かした観光を推進します。

(2) 主な施策

①観光の振興

- 世界有数の原生的ブナ林をもつ世界自然遺産白神山地を核として、優れた自然環境と触れ合うことのできる観光と環境が両立した村独自のエコツーリズムを推進します。
- 村内の名所である目屋溪谷を基軸として、目屋溪大橋から乳穂ヶ滝、岩谷観音、津軽ダム、不識塔、暗門の滝へと至る岩木川上流域における一体的観光ルートの形成を推進します。
- 白神山地の魅力を観光客に伝えるため、世界遺産区域内のブナ林散策道および暗門溪谷ルートなどにおいて、安全性・耐久性の向上を図る整備などを推進します。
- 既存観光施設のリニューアルや大規模改修などを計画的に進めます。
- 道の駅津軽白神を拠点とした生産性の高い観光の振興を図ります。
- 観光客が快適に観光できるよう、観光案内施設等の整備・維持管理を行います。
- 観光客が暗門の滝へ来訪しやすくするため、歩道の簡易整備等を行います。
- 地域資源を活用した観光コンテンツの開発などを推進します。
- 増加する外国人観光客を呼び込むため、訪日インバウンドの取り組みを推進します。

②観光ツアーやイベントなどの開催

- 水陸両用バスによる津軽白神湖周遊ツアーを行います。
- 体験型観光であるエコツーリズムを推進します。
- 多様な資源を活かしたミニツアーを行います。
- 通年型観光地を目指した冬季観光ツアーを推進します。
- 岩木川や津軽白神湖でのカヌー活動（カヌー体験、カヌー競技会）を推進します。
- 白神そばやジビエ料理など食に関連したイベントを開催します。

③観光のための基盤強化

- 観光パンフレットの作成やホームページの充実、各種メディアを通じ、情報発信を推進します。
- 質の高い観光の提供を実現するために、観光ガイドの育成や村民のホスピタリティ向上を推進します。
- 近隣市町村との連携を強化するなど地域連携DMO（Destination Management Organization）等により、広域的で一体的な観光圏を形成し、広域滞在型観光の確立を図ります。
- 訪日外国人観光客の獲得のため、外国語表記の看板やパンフレット、2次交通等の充実を進め、受け入れ体制を強化します。

（３）関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（弘前市）』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

3-2. 農業の振興



(1) 基本方針

農業の基盤整備や生産者の育成、農業と観光の連携、本村の農産物の地産地消および食育などにより、農業の振興を推進します。

(2) 主な施策

①農業の推進

- 用排水施設等の生産基盤の整備・維持管理や農地の集約・流動化を進めます。
- 試験研究機関等との連携を図り、本村の自然条件や消費者ニーズに適合した新しい作物の導入を推進します。
- 自然エネルギーの有効活用などによる農作物の通年栽培を推進します。
- 営農指導員を配置するなど農業協同組合との連携強化を図ります。
- 農業青年の自主的な研究や研修、交流活動、担い手育成などを支援します。
- 白神ブランドなど農作物の付加価値向上と雇用拡大を目指し、農産物加工分野の育成と振興を図ります。
- 有害鳥獣等による農業生産の被害を解消・軽減するため、鳥獣被害対策を進めます。

②農観連携※の推進

- 農業生産者が創意工夫を凝らすことで実益を得ることのできる体験農園等の整備を推進します。
- 鳥獣被害対策で捕獲した鳥獣をジビエ料理や革製品等として活用することにより、新しい観光資源の創出を進めます。
- 世界自然遺産白神山地のブランドイメージを活用した食品開発や農産物・農産加工品、郷土料理などの開発を進め、特産・土産品などの地場産品のブランド化を推進します。

※農観連携：農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組みのこと。

③地産地消および食育の推進

- 食育事業の展開と普及、定着により地域全体で地産地消を推進します。
- 生産者と消費者の交流や農業等の体験活動を推進します。
- 食育に関係する関係団体の密接な連携・協力体制づくりを進めます。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第4次西目屋村食育推進計画』
- 『津軽ダム水源地域ビジョン』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

3-3. 林業の振興



(1) 基本方針

村内に豊富にある森林の維持管理等の効率化や生産基盤の整備、豊富な自然資源である森林資源の活用を進めることにより、林業の振興を図ります。

(2) 主な施策

①林業の推進

- 森林環境譲与税を活用した森林整備を推進します。
- 森林資源の維持管理、作業の効率化を図るため、林道・作業道など林業に関する生産基盤の整備を推進します。
- 関係機関と連携を図りながら間伐材の利用など、新しい産業おこしの視点からの林業振興に努めます。

②森林資源等の活用

- 地域資源を活用した再生可能エネルギー（木質バイオマス、小水力、太陽光等）の推進を図ります。
- 自然環境の保全に配慮した上で、森林サービス産業や環境学習等の場としての整備を図り、イベントによる都市との交流を促進します。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村森林整備計画』
- 『西目屋村目標林型実行プラン』
- 『西目屋村地球温暖化対策実行計画』
- 『西目屋村バイオマス産業都市構想』

3-4. 商業・経済活動の推進



(1) 基本方針

村内の産品を用いた商品販売の促進など、経済を活性化させるための商業振興を進めます。また、村内における経済活動の活性化や雇用確保などのため、企業誘致を推進します。

(2) 主な施策

①商業の推進

- 時代の変化に対応した商工活動を促進するため、商工会と連携した経営改善や人材育成を推進し、商業の振興を図ります。
- 農林産物加工品などのアイデア商品の開発を促進するため、各団体等による研究・開発活動への支援を行います。
- イベント開催や物産販売等、商工団体との各種の共同事業を進めます。
- 地場産品による郷土料理やジビエ料理の通年提供により、普及宣伝を図ります。また、商工会・農業団体・女性団体等が地場産品による郷土料理を観光施設や各種イベント等で販売できる体制づくりを推進します。

②企業誘致の推進

- 企業の進出意欲を高めるため、各種優遇措置など受入体制の強化・充実を図ります。
- 誘致企業と連携し、地元雇用の確保および地場産品の活用を図ります。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『津軽ダム水源地域ビジョン』

第4章 安全・安心で持続可能な村づくりの推進

現役・次世代がこれからも住みやすい村であるために、公共交通ネットワークの確保や、災害や雪などから命や生活が守られるなど、「安全・安心で持続可能な村づくり」を目指します。

4-1. 安心して暮らせる村づくりの推進



(1) 基本方針

公共交通ネットワークの充実や防災・減災対策、除雪などを進めることにより、安心して暮らせる村づくりを推進します。

(2) 主な施策

①公共交通ネットワークの充実

- コミュニティバスの運行・運営により、高齢者など移動手段を持たない人であっても、移動することのできる公共交通ネットワークの充実を図ります。
- コミュニティバスの車両更新など、公共交通運行に関わる設備や機材等の更新・修繕などを行います。

②防災・減災対策等の推進

- 防災情報設備の充実を図ります。
- 弘前地区消防事務組合を母体とする、広域消防体制と非常備消防団とが連携・協調し、消防力の向上を図ります。
- 消防自動車の整備、防火水槽および消火栓といった消防水利施設などの整備を進めます。
- 知識の習得や意識向上により火災予防を進めるため、婦人防火クラブの育成強化を進めます。

③除雪体制の充実

- ひとり暮らし高齢者等除雪事業などを行います。
- 除雪機械などの除雪に関する機器・器具の購入を行います。
- 除雪時の作業軽減のため、流・融雪溝などの整備を進めます。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画』

4-2. 持続可能な村づくりの推進



(1) 基本方針

行財政の効率化や広域連携の推進、新技術の活用を進めることにより、持続可能な村づくりを推進します。

(2) 主な施策

①行財政の効率化

- 行財政の効率化を継続します。
- D Xを推進し、ペーパーレス化等の業務効率化を図ります。

②広域連携の推進

- 弘前圏域定住自立圏において「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点から連携を推進します。
- 弘前圏域8市町村（中心市宣言は弘前市）との防災分野をはじめとする各種の分野における連携を進めます。
- 水道事業広域連携の取組み（中南地区）について、引き続き検討を進めます。

③新しい財源の獲得

- ふるさと納税（企業版）の積極的な周知・活用を推進します。
- 好きです西目屋応援寄附金を募り、積極的な周知・活用を推進します。

④公共施設の効果的な利活用

- 村有遊休施設の効果的な利活用等を図ります。

(3) 関連する計画

- 『弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画』
- 『第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（弘前市）』

4-3. 安全・安心のための基盤の充実



(1) 基本方針

道路ネットワークや上下水道整備の充実、バイオマスエネルギーの活用推進を行うことにより、安全・安心のための基盤の充実を図ります。

(2) 主な施策

①道路ネットワークの充実

- 村道舗装や橋梁の補修、付属施設整備事業など道路ネットワーク充実のための整備・補修などを行います。
- 農道や林道の整備・改良などを推進します。
- 安全な道路・橋梁維持のため、道路・橋梁の点検長寿命化修繕計画策定を進めます。
- 電気自動車の導入や急速充電器の設置などにより、環境負荷の低い自動車交通への転換を進めます。

②上下水道整備の充実

- 安全で安定的に飲み水を供給するために、簡易水道施設整備事業などを行います。
- 良好な水質を保全するため、農業集落排水施設整備事業などを推進します。

③バイオマスエネルギーの活用推進

- 冬季でも安全に歩行・通行するため、住宅団地への熱供給事業などを行います。
- 公共施設への薪ボイラー導入など、バイオマスエネルギー活用を推進します。
- 官民連携による木質バイオマス燃料製造・エネルギー供給事業などを推進します。

④廃棄物処理の推進

- 分別の徹底や不法投棄の監視を行い産業廃棄物の広域的処理体制を充実させます。
- 汚水等を安全に処理し衛生的な環境をつくるため、し尿・浄化槽汚泥等共同処理事業などを進めます。
- ごみの減量化や再資源化を進めることにより、循環型社会の構築を図ります。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画』
- 『社会資本総合整備計画』
- 『西目屋村バイオマス産業都市構想』
- 『第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（弘前市）』

4-4. 移住・定住の推進



(1) 基本方針

村内外の人が住みたい、住みたいと感じる魅力的な村となるよう、移住・定住のための環境整備の充実や既存住宅の活用などにより、移住・定住を推進します。

(2) 主な施策

①移住・定住環境の形成推進

- 本村への移住・定住を進めるため、エコタウン事業を推進します。
- 定住促進住宅の適切な維持管理を図るため、法令点検等を通じた適正管理を推進します。
- 移住者の移住・定住の活動をサポートするような、移住・定住促進に向けた情報発信を推進します。
- 村内外の関係機関・団体との連携を進め、地域間交流による関係人口の創出を進めます。

②既存住宅の活用推進

- 移住・定住の受け皿となる弘前圏域空き家・空き地バンクの利便性向上のため、登録物件数の増加などを図ることにより、移住・定住環境の形成を推進します。

(3) 関連する計画

- 『西目屋村過疎地域持続的発展計画』
- 『第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（弘前市）』
- 『西目屋村公共施設等総合管理計画』

第4編 重点プロジェクト（第3期総合戦略）

将来像	施策の大綱	施策	重点プロジェクト
親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや	1 未来をひらく 教育・子育て 日本一の村	1. 子育てがしやすい村づくり (子育て支援)	子育て・教育環境 の充実
		2. 未来をひらく子どもたちの育成 (教育)	
		3. 楽しい学びあいの推進 (生涯学習)	
		4. 本村らしさの継承 (伝統・文化)	
	2 いきがいの 持てる福祉と 健康づくり の推進	1. 保健・医療体制の充実 (医療)	健康でいきがい を感じる環境づくり の推進
		2. 高齢者等への福祉の充実 (福祉)	
		3. いきがいの持てるまちづくりの推進 (健康づくり)	
		4. スポーツの推進 (スポーツ)	
	3 村内の資源を 活かした 産業の活性化	1. 地域資源を活かした観光の推進 (観光)	村内の資源を 磨き上げる 産業振興の推進
		2. 農業の振興 (農業)	
		3. 林業の振興 (林業)	
		4. 商業・経済活動の推進 (商業、企業誘致)	
	4 安全・安心で 持続可能な 村づくりの推進	1. 安心して暮らせる村づくりの推進 (防災、除雪、交通)	時代に対応した 持続可能な 村づくりの推進
		2. 持続可能な村づくりの推進 (行財政効率化、広域連携)	
		3. 安全・安心のための基盤の充実 (建設)	
		4. 移住・定住の推進 (移住・定住)	

第1章 子育て・教育環境の充実

本村において、子育て・教育がしやすい環境づくりを進めることにより、人口減少の抑制と個性ある子どもの育成を図ります。



1-1. 重点プロジェクトの目標

指標	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
未就学児童数（年間）	39 人	39 人

1-2. 重要業績評価指標

重要業績評価指標(KPI)	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
(1) 多子世帯数（累計値）	11 世帯 ※	5 世帯
(2) 予防接種率（年間） おたふく インフルエンザ	100% 54.7%	100% 60%
(3) 転入した子育て世帯数（累計値）	7 世帯 ※	5 世帯
(4) 教員向け ICT 活用研修会受講率 （年間）	100%	100%
(5) 交流事業開催数(年間)	10 回	10 回
(6) 図書室(自学スペース)の児童利用者数 （年間）	37 人	100 人
(7) 大学進学率（年間）	16%	50%

※ 令和 2（2020）～令和 6（2024）年度の累計値

1-3. 具体的事業

事業	主な事業内容
(1) 医療費助成事業	● 高校 3 年生までの医療費を助成し、親子の精神・身体的、経済的負担の軽減を図ります。
(2) 予防接種助成事業	● おたふく、インフルエンザ予防接種費用を助成し、疾病感染や重症化を予防します。
(3) 保育料無料化事業	● 0 歳児以上の保育料を無料とします。
(4) ICT 活用指導力向上事業	● 教員向けの ICT 活用研修を開催し、指導者の ICT 活用指導力の向上を図ります。
(5) 生涯学習事業	● グループ学習や講座を通じて世代を超えた交流事業を展開します。
(6) 中央公民館利用者促進事業	● 社会教育施設の利用促進と児童・生徒の進学率向上を図るため、学習環境等の整備を進めます。
(7) 給付型奨学金事業	● 給付型奨学金制度を活用し、大学や短大等に進学する学生を支援することで経済的負担を減らし進学率の向上を図ります。

1-4. より良いむらづくりのためにみんなでできること

- 子どもが病気にならないような体調管理、気配りなど病気が発生する前の予防の取り組みを行う。
- 困っていたり悩んでいる子育て世帯に話を聞いたり、自分のできる範囲で応援する。
- 新しい技術を生活の中に積極的に取り入れて暮らす。
- ICT など新しいもの・技術で使い方がわからないものについて互いに教え合う。

第2章 健康でいきがいを感じる環境づくりの推進

本村に住む高齢者をはじめとする村民が、日々の生活を過ごす中で健康でいきがいを感じることもできる環境づくりを推進します。



2-1. 重点プロジェクトの目標

指標	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
健康寿命（平均自立期間）男性	76.8 歳 ※	77.3 歳
健康寿命（平均自立期間）女性	81.0 歳 ※	81.5 歳

※ 令和 6（2024）年度 K D B 「地域の全体像の把握」平均自立期間（要支援・要介護）

2-2. 重要業績評価指標

重要業績評価指標(KPI)	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
(1) 特定健康診査受診率（年間）	56.1%	60%以上
(2) 特定保健指導実施率（年間）	33.3%	60%以上
(3) サロン事業参加者数（年間）	390 人	400 人
(4) 全国規模の大会における入賞選手数（年間）	14 人	16 人

2-3. 具体的事業

事業	主な事業内容
(1) 特定健康診査事業	● 40～74 歳の被保険者の方を対象とする健診を受診しやすい環境づくりを推進します。 ● 未受診者に対しては訪問や電話などによる勧奨や情報の周知を行います。
(2) 特定保健指導事業	● 特定健康診査結果で動機づけ・積極的支援と判定された方の都合を考慮した日程による指導を行います。
(3) サロン事業	● 交流の促進とコミュニケーションの活発化により、居場所・いきがいづくりとなるサロンを開催します。
(4) 温泉活用推進事業	● 村民の健康の保持増進を図るため、温泉の健康増進分野への活用を促進します。
(5) 全国規模の大会に向けた人材育成事業	● 令和 8（2026）年に本県で開催される第 80 回国民スポーツ大会を始めとした全国規模の大会に向けて、指導者や選手の育成・強化を図ります。

2-4. より良いむらづくりのためにみんなでできること

- ラジオ体操等の軽い運動を始めたり、西目屋テレビにて介護予防実践に取り組む。
- サロンに参加するなど仲間とともに健康づくりを進める。
- 健（検）診対象者への利用を促す働きかけや利用しやすい雰囲気・環境づくりを行う。
- 村内の温泉や道の駅を利用するなどして積極的に外出する。
- 手洗い・うがいなどを日常的に行い感染症などの病気にかからないための生活習慣を継続する。

第3章 村内の資源を磨き上げる産業振興の推進

村内の資源を今まで以上に効果的に使うなどの磨き上げを行い、観光・農業などの産業振興を図ります。



3-1. 重点プロジェクトの目標

指標	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
観光入込客数（累計値）	118.5 万人 ※	150 万人
外国人宿泊者数（累計値）	250 人 ※	750 人

※ 令和 2（2020）～令和 6（2024）年度までの累計値

3-2. 重要業績評価指標

重要業績評価指標(KPI)	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
(1) 観光入込客数（年間）	25.2 万人	30 万人
地域資源を活用した商品・コンテンツ創出数（累計値）	6 個	8 個
外国人宿泊者数（年間）	125 人	150 人
(2) 道の駅「津軽白神」利用者数（年間）	118,859 人	142,000 人
新規雇用創出数（累計値）	0 人	4 人
(3) 新規就農者数（累計値）	1 人 ※ ¹	1 人
(4) 担い手への農用地の集積率	62.2% ※ ²	90%
(5) 農産物や加工品等の新規特産品の開発（累計値）	5 品目	7 品目

※ 1 令和 2（2020）～令和 6（2025）年度までの累計値

※ 2 令和 7（2025）年 4 月時点

3-3. 具体的事業

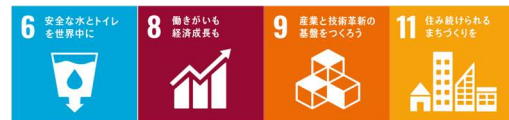
事業	主な事業内容
(1) 観光・産業力強化事業	●観光・産業力強化のための企画・PR・連携などの多様な取組みにより観光入込客数の増加を図ります。 ●令和8（2026）年開催の第80回国民スポーツ大会（カヌー競技）等のイベントにおける観光需要の取り込みを図ります。 ●外国人のおもてなしのための企画・PR・連携などの多様な取組みにより外国人観光客・宿泊客の増加を促進します。
(2) 道の駅「津軽白神」を拠点とした生産性向上事業	●世界自然遺産・白神山地の水を使ったコーヒ販売や体験などを通じ、道の駅の利用者を増加させ、道の駅における生産性向上を図ります。
(3) 担い手育成支援事業	●新たな農業の担い手支援により、持続可能な農業を推進します。
(4) 新規就農者支援事業	●担い手への農地集積を進め、効率的な農業を推進します。
(5) 農産物等特産品開発事業	●農産物等を活用した特産品の開発およびその販売を促進し、農産物の付加価値化等による農業所得の向上を図ります。

3-4. より良いむらづくりのためにみんなでできること

- 観光客や来訪者におもてなしの心をもって接する。
- 地域おこし協力隊や新規就農者など村の生活に慣れていない人への手助けやアドバイスを行う。
- 他地域の人に道の駅津軽白神 ビーチにしめや、世界自然遺産白神山地など村の良いところを口コミでお勧めしたり、SNS等で発信したりする。（＃西目屋村 ＃西目屋最高 ＃白神山地 ＃世界自然遺産）

第4章 時代に対応した持続可能な村づくりの推進

時代や環境に対応するため、資金の獲得や移住・定住、防災、環境保全、新技術の導入により持続可能な村づくりを推進します。



4-1. 重点プロジェクトの目標

指標	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
住民基本台帳の人口（減少の抑制）	1,192 人	1,082 人

4-2. 重要業績評価指標

重要業績評価指標(KPI)	現況値 令和 6(2024)年度時点	目標値 令和 12(2030)年度時点
(1) ふるさと納税をした企業件数（累計値）	3 件	5 件
(2) 好きです西目屋応援寄附金 （ふるさと納税）（年間）	28,260 千円	31,000 千円
(3) 移住者数（累計値）	38 人[※]	45 人
(4) 空き家解消件数（累計値）	1 件	10 件
(5) 村有遊休施設の利活用等施設数 （累計値）	4 施設[※]	5 施設

※ 令和 2（2020）～令和 6（2024）年度までの累計値

4-3. 具体的事業

事業	主な事業内容
(1) 企業版ふるさと納税	●企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度の活用を進め、地方創生に関する事業を推進します。
(2) 好きです西目屋応援寄附金 (ふるさと納税)	●ふるさと納税による寄附金を募ることにより、地方創生に関する事業を推進します。
(3) エコタウン事業	●木質バイオマスエネルギーによる道路融雪機能を完備した住宅団地の整備により、本村への移住・定住を推進し人口減少の抑制を図ります。
(4) 空き家解消事業	●村内の移住・定住を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンクを活用した空き家・空き地の有効活用を図るとともに、危険家屋の解体を促進し、空き家の解消を図ります。
(5) 村有遊休施設利活用 事業	●村有遊休施設の効果的な利活用等を図ります。

4-4. より良いむらづくりのためにみんなでできること

- 西目屋村への企業版ふるさと納税・好きです西目屋応援寄附金の周知や納税を勧める。
- 村の生活に慣れていない移住者に対する手助けをそれぞれが可能な範囲で行う。
- 防災情報設備からの情報に関心をもつ。
- 村の防災訓練に参加する。
- 西目屋テレビを視聴して村からの情報などをキャッチする。
- 除雪で困っている人がいたらお互いに助け合う。

資料編

西目屋村総合計画条例

(目的)

第一条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な村政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 総合計画 村の将来の長期的な展望のもとに、村のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいう。
- 二 基本構想 村が目指すべき将来像並びにその実現のための基本目標を示すものをいう。
- 三 基本計画 基本目標を達成するため、施策を体系付け、施策推進のための方針を示すものをいう。

(策定)

第三条 村長は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、総合計画を策定する。

(位置付け)

第四条 総合計画は、村の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第五条 総合計画は、その位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定するものとする。

- 2 総合計画は、村民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。
- 3 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定するものとする。
- 4 前三項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(西目屋村総合計画審議会への諮問)

第六条 村長は、総合計画を策定し、若しくは変更しようとするとき、又は総合計画に基づく施策の取組状況及び成果の検証をしようとするときは、次条に規定する西目屋村総合計画審議会に諮問するものとする。

(西目屋村総合計画審議会)

第七条 前条の規定による村長の諮問に応じ、総合計画の策定若しくは変更に関し必要な事項について調査及び審議し、村長に答申し、又は総合計画に基づく施策の取組状況及び成果を客観的に検証するため、西目屋村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、必要に応じ、前項に規定する事項について、村長に建議することができる。

(組織)

第八条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する

(委員)

第九条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- 一 村議会の議員
- 二 公共的団体等の役員又は職員
- 三 知識経験等を有する者
- 四 その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(議会の議決)

第十三条 村長は、第六条の手續を経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第十四条 村長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(西目屋村総合計画審議会条例の廃止)

- 2 西目屋村総合計画審議会条例(昭和五十四年条例第十四号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている西目屋村総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

西目屋村総合計画審議会委員

職 名	氏 名	役職
学識経験者	香取 薫	会長
西目屋村議会議長	佐藤 ふじ子	副会長
西目屋村議会副議長	三上 金一	委員
西目屋村議会議員	齊藤 晃	委員
西目屋村議会議員	熊谷 壽一	委員
西目屋村議会議員	檜山 重昭	委員
西目屋村議会議員	成田 和彦	委員
西目屋村農業委員会会長	西澤 義和	委員
西目屋村地区会連絡協議会会長（田代地区会長）	米澤 勝義	委員
西目屋村商工会副会長	成田 昇	委員
西目屋村代表監査委員	三上 紘一	委員
西目屋村社会福祉協議会会長	三上 文子	委員
国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所調査課長	五十嵐 悟	委員
青森みちのく銀行下土手町支店長	船水 良之	委員

策定の経過

開催時期	内容
令和 7（2025）年 8 月 26 日	総合計画審議会（第 1 回） ・委員の委嘱、審議会の設立
令和 7（2025）年 11 月 25 日	総合計画審議会（第 2 回） ・計画の骨子（案）、基本構想（案）の協議
令和 8（2026）年 1 月 29 日	総合計画審議会（第 3 回） ・基本計画（案）、第 3 期総合戦略（案）の協議
令和 8（2026）年 2 月 2 日～2 月 23 日	意見公募の実施 ・本計画（案）について村 HP 上で意見を公募
令和 8（2026）年 2 月	・本計画（案）村長への答申
令和 8（2026）年 3 月	村議会 ・本計画（案）の基本構想について審議、議決